

～遺産分割調停に関するよくある質問～

大阪家庭裁判所 家事第3部遺産分割係

申立てについて

Q1 相続人の中で、申立人と相手方どちらになるかで手続に違いがありますか。

申立人は、調停申立てに必要な書類を揃えたり、相手方に送る申立書類等を準備したりする必要がありますが、申立人、相手方どちらであっても手続において有利になったり、不利になったりすることはありません。

Q2 相手方が複数人いるときに、申立先はどこに裁判所にしたらいいですか。

調停の申立先となる家庭裁判所（管轄裁判所）は、相手方の住所地を管轄する家庭裁判所又は当事者が合意で定めた家庭裁判所となりますが、相手方が複数いて管轄裁判所が複数ある場合、どの家庭裁判所に申し立てるか、申立人に選択していただくこととなります。

ただ、相続人の中でも特に意見が対立している方や、折り合いがつかない方と調停手続を通じて話し合うことが紛争の解決につながると考えると、その方の住所地を管轄する裁判所に申立てをすることが、結果として、スムーズに調停手続を進めることにつながると考えられます。

Q3 相手方が調停に応じる見込みはなく、話し合いにならないので調停ではなく審判の申立てをしたいのですが。

そのような場合であっても、裁判所からの連絡には応答があることもありますので、調停で申し立てることをご検討ください。もちろん、最初から審

判の申立てをすることも可能ですが、審判の申立てをしても、裁判所の判断で、審判に先立って調停を行う（調停に付す）ことがあります（家事事件手続法274条1項）。

調停に付された場合、その調停手続が行われるのは、審判を申し立てた家庭裁判所ではなく、調停の管轄裁判所（相手方の住所地を管轄する裁判所）となることがあります。

Q4 申立人の意向に明確に反対はしないものの、調停への出席に積極的ではない相続人がいます。相続人全員が出席しない場合、調停での解決はできないのでしょうか。

通常、相手方に対して、初回の調停期日をお知らせする際に、ご意向をお伺いする照会書を送りますので、事情があり、出席が難しい場合でも裁判所宛てに書面などでご意向をお伝えいただくことも可能です。

当事者全員の出席が困難で調停が成立しない場合や、意向がはっきりしない不出頭当事者や欠席しがちな当事者がいる場合等において、当事者双方のために様々な事情を考慮して、裁判所が解決のために一定の判断を示すことが相当とされた場合には、「調停に代わる審判」という形で結論が示されることもあります。

Q5 相続人の中に、相続分を譲渡もしくは放棄するので調停には参加したくないという人がいます。どうしたらいいですか。

有効に相続分を譲渡した相続人は、相続人としての地位を失います。

申立てまでに相続分譲渡が済んでいる場合は、譲渡人を調停の当事者に含めず、譲渡人・譲受人連名の相続分譲渡証書（譲渡人の署名・実印の押印のあるもの）の写しと譲渡人の印鑑登録証明書を提出して、相続分譲渡が行われたことを示してください。なお、相続分譲渡証書の原本については、調停期日等において確認を行いますので、大切に保管しておいて下さい。

申立て後に相続分の譲渡が行われた場合も、同様に、相続分譲渡証書の写し等を提出してください。原本の確認後、調停委員会による排除決定が確定すると、譲渡人は調停の当事者の地位を喪失することになります。

一方、相続分放棄は、当該遺産分割において遺産を取得しない旨の意思表示であり、相続人としての地位を失うものではありません。したがって、申立て時には、相続分放棄を希望する相続人も当事者に含めてください。

相続分を放棄して手続にも参加を希望しない相続人があるときは、申立て後に相続分放棄証書（署名・実印の押印があるもの）と印鑑登録証明書を提出し、手続からの排除を求めることができます。排除決定が確定すると、当該相続人は調停の当事者の地位を喪失することになります。

なお、不動産の登記の状態などによっては、事前に相続分譲渡をしたため当事者にならない方にも、その後の登記手続を進める必要上、調停に参加いただくことがあります。同様に、申立て後の相続分譲渡・放棄により手続からの排除を希望する場合も、排除が認められないことがあります。

Q6 相続人の中に認知症等のために、自分で判断する力がない(ことが疑われる)人がいますが、調停を行うことは可能ですか。

まずは、「成年後見手続」が必要です。成年後見手続によって選任された成年後見人や代理権を有する保佐人・補助人等が調停に参加することになります。

成年後見手続については、その対象となる方の住所地を管轄する家庭裁判所の担当部署にお問い合わせください。

Q7 相続人の中に未成年者がいます。遺産分割調停を進めるにはどうしたらいいですか。

未成年者の親権者等が法定代理人として調停に参加することになりますが、親権者も同じく相続人である場合は、未成年者と法定代理人の利害が対立するため、未成年者の「特別代理人」の選任の申立てをする必要があります。親権者等自身は相続人ではないが、相続人である複数の未成年者の親権者等となっている場合にも、「特別代理人」選任申立てが必要です。

特別代理人の選任の手続については、未成年者の住所地を管轄する家庭裁判所の担当部署にお問い合わせください。

Q8 相続人の中に行方不明や生死不明の人がいますが、調停を行うことは可能ですか。

調停は話し合いの手続ですので、相手方が行方不明の場合は、調停を行うことができません。相続人の住所は戸籍附票を取ればわかりますので、まずは戸籍附票を取ってください。

戸籍附票に記載された住所に実際には住んでおらず、調査をしても行方がわからない場合は、「不在者財産管理人」の選任手続を家庭裁判所に申し立てる必要があります。不在者財産管理人が選任された場合は、不在者財産管理人との間で調停を行うこととなります。

不在者財産管理の手続については、不在者の従来住所地の家庭裁判所の担当部署にお問い合わせください。

※7年以上生死不明の場合は、不在者を死亡したものとみなす「失踪宣告」という制度もあります。失踪宣告によって死亡とみなされた場合は、その者の相続人が調停の当事者となります。失踪宣告の手続については、不在者の従来住所地の家庭裁判所の担当部署にお問い合わせください。

Q9 相続人の中に外国に住んでいる人がいます。遺産分割調停を進めるにはどうしたらいいですか。

外国に住んでいる相続人が調停や審判の当事者になる場合、裁判所からの書面を外国に送付するために特別な手続が必要になることがあります。国によっては郵便を送付するだけで何カ月も要することがあります。そのような事態を避けるために、申立人は、外国に住んでいる相続人と事前に交渉しておくことが重要です。日本で調停を行う場合は、スムーズな調停運営のため、できるかぎり、日本国内の送達場所と送達受取人を指定してもらったり、日本国内の弁護士に委任してもらう等、裁判所からの郵便が日本国内で受け取れるように働きかけを行ってください。

Q10 相続人の一人が被相続人の死後に被相続人名義の口座から無断で預金を引き出しています。無断で引き出された預金について遺産分割調停で話し合いたいのですが、可能でしょうか。

被相続人が存命中や死亡後に、他の相続人が引き出した預貯金に関しては、原則、遺産分割調停の遺産の対象とはなりません。ただし、相続人全員が合意をすれば、「調停・審判」で扱うことができます。もし相続人全員で合意ができなければ、別途、民事訴訟で争うこととなります。

なお、令和元年7月1日以降に死亡した被相続人については、被相続人の死後に、被相続人名義の口座から預金を無断で引き出すなど、遺産に属する財産が処分された場合は、その処分をした相続人以外の相続人の同意があれば、現存する遺産とみなして遺産分割の対象とすることができます。

Q11 遺産は既に分割済みなのですが、相続人間で相続手続について折り合いがつかないことがでてきました。遺産分割調停を申し立てることで話し合えますか。

遺産分割調停は、まだ分けられずに残っている遺産について、分割協議を進める手続ですので、「遺産分割調停」で取り扱うことはできません。家事調停の手続を利用して話し合いをされたい場合は、「遺産分割後の紛争調整調停」

や「親族間の紛争調停調停」を利用することができます。

Q12 相続人が遺言を残していたかどうかわかりません。調べる方法がありますか。

被相続人が公正証書遺言を残しているかどうかは、お近くの公証役場に照会することができます。また、自筆証書遺言が法務局に保管されているかどうかは、法務局で調べることができます。遺産分割の調停を申し立てる前に、遺言の有無を調べてください。

なお、法務局に保管されていない自筆証書遺言については、調べる方法はありません。

Q13 相続人が相続放棄をしたと言っていますが、本当かどうかわかりません。調べる方法がありますか。

相続放棄の申述が受理されているかどうかは、被相続人の住民票上の最後の住所地を管轄する家庭裁判所に対して、「相続放棄の申述の有無照会」をしていただくことで調べることができます。詳しくは、被相続人の住民票上の最後の住所地を管轄する家庭裁判所の「相続放棄の申述の有無照会」を担当する部署にお問い合わせください。なお、相続放棄の申述が受理された人は、初めから相続人とならなかったものとみなされます。

Q14 被相続人の死亡から年月が経っており、数次相続が発生して、当事者が多数になりそうです。調停を申し立てる前にしておくことはありますか。

当事者が多数にのぼる遺産分割事件は、一旦裁判所に手続が係属してしまうと、解決までに費用と時間を要することが多く、申立て前の準備が非常に重要になります。

まず、相続人の範囲を確定するための戸籍謄本等が膨大になりますので、法務局の「法定相続情報証明制度」を利用してください（「法定相続情報証明

制度」については、法務局にお問い合わせください。)。裁判所には、「登記官の認証文付きの法定相続情報一覧図の写し」を提出してください。法定相続情報一覧図で確認できる範囲においては、基本的に戸籍謄本等を提出する必要はありません（なお、裁判所で確認する必要がある場合は、戸籍謄本等の提出を指示することがあります。）。

次に、調停を申し立てる前にできる限り事前交渉を行い、相続分の譲渡の意向や遺産の取得を希望しない相続人がいないか確認してください。相続人全員の協力が得られれば、当事者間で遺産分割協議書を作成することも可能かもしれません。

有効に相続分を譲渡した相続人は、相続人としての地位を失いますので、申立てまでに相続分譲渡が済んでいる場合は、譲渡人を調停の当事者に含めず、譲渡人・譲受人連名の相続分譲渡証書（譲渡人の署名・実印の押印のあるもの）の写しと譲渡人の印鑑登録証明書を提出してください。なお、相続分譲渡証書の原本については、調停期日等において確認を行いますので、大切に保管しておいて下さい。相続分の譲渡や放棄については、Q5 も参照してください。

また、事前交渉の結果は、申立時に一覧表にして提出してください。

調停手続への参加について

Q15 調停に出席しない場合に何か不利益になることはありますか。

調停はあくまでも話合いの手続ですので、調停期日に出席しない当事者に対して不利益が課されるわけではありません。また、欠席した当事者を強制的に出席させるような制度はありません。

当事者が調停期日に出席しないこと等から、裁判所が合意する見込みがないと判断した場合には、調停は不成立となり、審判手続に移行します（新た

に審判の申立てをする必要はありません)。

ただし、当事者全員の出席が困難で調停が成立しない場合や、意向がはっきりしない不出頭当事者や欠席しがちな当事者がいる場合等において、当事者双方のために様々な事情を考慮して、裁判所が解決のために一定の判断を示すことが相当とされた場合には、「調停に代わる審判」という形で結論が示されることもあります。

Q16 家族が代理人となって調停に参加することはできますか。

調停期日にどうしても出席できない事情があり、弁護士以外の方を代理人とすることを希望する場合には、裁判所の許可を得れば、手続代理人となることができます(家事事件手続法第22条1項)。許可を受けた手続代理人は、本人に代わって調停期日に参加することができます。

申請をする場合は、代理人許可申請書を当該事件の係属している家庭裁判所に、申請書を提出する必要があります。

申請書に必要事項を記入し、申請者の署名及び実印を押印のうえ、印鑑証明書(原本)を添付して提出してください。なお、申請には手数料500円(収入印紙)が必要です。後日、裁判所から結果をお知らせします。

※なお、申請をしても裁判官の判断により許可されない場合があります。

Q17 調停の期日に家族が同席してもいいですか。

調停手続は、非公開の手続ですので、原則当事者以外の方は、家族であっても期日には立ち会うことはできません。

なお、障害等を理由に、付き添いなどの配慮を必要とされる場合には、あらかじめ担当書記官に直接ご相談ください。

Q18 私の住んでいる場所から裁判所に行くのは難しいのですが、裁判所に行かずに調停に参加する方法はありませんか。

遠方に居住している、病気や怪我、その他の理由によって期日に出席することが困難な場合は、裁判所の判断により、ウェブや電話を利用して期日に参加できる場合があります。適宜ご相談ください。

申立資料の収集について

Q19 相手方が資料を開示してくれないため、提出することができません。どうしたらいいですか。

被相続人にどのような遺産があるのかについては、相続人ご自身で必要な資料を集めてください。裁判所が調査をして遺産を探すことは原則しませんので、相続人の立場としてご自身で金融機関などに残高照会を行っていただくこととなります。どうしても取得ができなかった場合は、その旨を申立ての際に裁判所に提出する書類に記載してください。

Q20 相手方の承諾がなくても、申立人が相手方の戸籍謄本や住民票の写しを取得できるのでしょうか？

基本的には、「共同相続人の立場」で取得できます。相手方の本籍地や住所地の市町村役場の窓口で「家庭裁判所の遺産分割調停（又は審判）の申立手続で裁判所に提出するために必要である。」ということをお伝えの上で、取得のために必要な手続を確認してください。

市町村役場の判断によっては、上記取得目的をお伝えしても取得できないケースがあります。その場合は、その市町村役場の窓口で、取得のために何が必要かを確認していただいた上で、調停（又は審判）申立ての際に、そのことがわかるように、事情を記載した書面を添えてください。

（参考 戸籍法10条の2第1項、住民基本台帳法12条の3第1項—第3者請求）

以上